

岩手県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営二渡地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年11月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区黒石町字下谷記	76番1	田	田	1,028	650
〃	100番4	〃	〃	1,028	650
奥州市水沢区黒石町字二渡	117番2	〃	〃	495	200
奥州市前沢区生母字上谷起	3番5	〃	〃	1,088	650
奥州市前沢区生母字迎谷起	21番2	〃	〃	1,963	350.88
〃	36番2	〃	〃	1,018	650